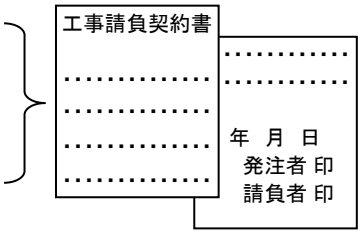
書式①

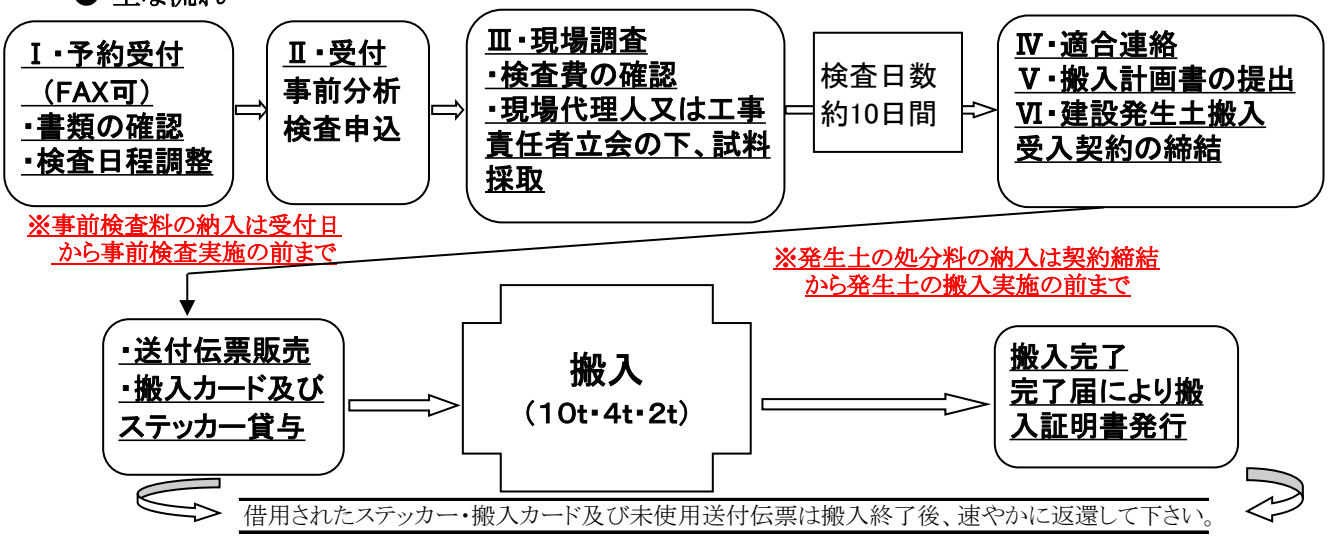
# 建 設 発 生 土 申 込 み の ご 案 内

申請者(請負業者及び下請工事施工業者とする。ただし発生土運搬業者は除く)は、下記①～③の書類を揃え、申込みして下さい。

① 工事名と発注者・請負者が確認できる書類及び下請業者の場合は、請負者から下請を認める下請承認書等、下請けが証明できる書類(必要に応じ当公社から確認します。)
② 残土量が確認できる工事設計書等の写し、又はその他の資料
③ 工事現場が確認できる位置図・図面等




● 主な流れ




「搬入カード」とは、発生土を搬入する時使用するICカードをいう。
受付時に、契約書・申請用紙等一式お渡しします。

**検査結果の速報(電話にて)有りしだい、契約準備ができます。**
**受付時・速報時までに必ず、書式③搬入計画書関係を提出して下さい。**

＊ Ⅰの予約受付は必要書類をFAX送信でも可とします。

＊ 検査費用66,000円(税込)は振込を原則とします。別添書式②事前分析検査申込書

＊ 契約搬入車両は
- 10t車/台 @14,300円(公共)、22,000円(民間)
- 4t車/台 @5,720円(公共)、8,800円(民間)
- 2t車/台 @2,860円(公共)、4,400円(民間)
- ※お支払いは振込を原則とします。

(別添書式③ 建設発生土搬入計画書)

＊ ステッカー・搬入カード借用及び処分料金納入については「別添書式⑨ステッカー・搬入カード借用及び処分料金納入申込書」を提出して下さい。
＊ 搬入土量変更時は、「別添書式⑩搬入量変更届」を提出して下さい。
＊ 「別添書式⑪建設発生土搬入完了届」により受入証明書を発行します。
＊ 貸与ステッカー・搬入カード及び未搬入処分料金は「別添書式⑬ステッカー・搬入カード及び処分料還付金請求書」により、相当分を還付します。
但し、搬入計画書に基づく搬入期間終了後、6ヵ月以後の精算がされないときは、契約書に基づき返還請求を放棄したものと見做します。

〒610－0121
京都府城陽市寺田水度坂130番地
一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社 埋戻事業係
℡0774－55－9506 FAX0774－55－9732
URL http://www.joyoyamajari.jp (申請書等はHPからダウンロード可)
E-mail umemodosi@joyoyamajari.jp